

最高裁秘書第821号

令和5年4月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

ア 最高裁判所の級別定数表の職名として出てくる調査員、技術員及び専門職の職務内容が分かる文書（最新版）

イ 下級裁判所の級別定数表の職名として出てくる技術員、専門職及び法廷警備員の職務内容が分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和4年9月13日付け（同月16日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第32号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）